

様式第4号(第6条関係)

平成31年3月22日

菊池市議会議長

柁原 賢一 様

議員名

荒木 崇之



政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

菊池市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 200,000 円

2 支出

(単位 円)

項 目	金 額	備 考
会議研修費	0	
調査研究費	800	情報公開請求コピー代
資料作成費	0	
資料購入費	0	
広報費	495,363	市政報告印刷代及び郵送代
広聴費	0	
人件費	0	
事務所費	0	
要請・陳情活動費	0	
合計	496,163	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額

0 円(支出が収入を上回る場合は0を記入)



日付	項目	金額	項目	領収番号
2018/7/27	「市政報告vol12」印刷代	47,520	広報費	1
2018/7/31	「市成報告vol12」郵送料	118,582	広報費	2
2018/8/15	情報公開請求コピー代	640	調査研究費	3
2018/8/28	情報公開請求コピー代	20	調査研究費	4
2018/9/4	情報公開請求コピー代	10	調査研究費	5
2018/10/11	「市政報告vol13」印刷代	47,520	広報費	6
2018/10/15	「市成報告vol13」郵送料	118,670	広報費	7
2018/12/13	情報公開請求コピー代	130	調査研究費	8
2019/1/20	「市政報告vol14」印刷代及び郵送代	163,071	広報費	9
		496,163		

請 求 書

 (資)橋本印刷

代表社員 橋本昌宜

〒861-1212 熊本県菊池市泗水町豊水3515-1 TEL0968-38-2020(代)
E-mail: info@hashimoto-printing.co.jp FAX0968-38-5289

【振込先】(シ) ハシモトインサツ ハシモトマサノブ

☐ 肥後銀行 泗水支店 (普通 49191)☐ 菊池地域農協 泗水中央支所 (普通 8817821)☐ 菊池地域農協 合志中央支所 (普通 9923101)

人 力 様	年 月 日 30 7 27
-------	------------------

下記の通りご請求申し上げます。

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
市政報告 Vol.12	4,000	部	11	44,000	
小 計					
消 費 税				3,520	
税 込 合 計				¥47,520	

領 収 証

№ 000549

橋本たかゆき 様

30 年 月 2 / 日

金 額

¥47,520

取扱者印

この領収証に番号、取扱者印のないものは無効

収 入
印 紙

但し

として上記金額正に領収致しました。

HASHIMOTO PRINTING

合資
会社

橋本印刷

代表社員 橋本昌宜

〒861-1212 熊本県菊池市泗水町豊水3515-1
TEL0968-38-2020(代) FAX0968-38-5289
E-mail: info@hashimoto-printing.co.jp

領 収 証

荒木 崇 元 様

2018 年 7 月 3 日

¥ 118,582-

但しDM送付金として

上記の金額正に領収いたしました



金 種	金 額
現 金	円
小 切 手	
手 形	
銀行振込	¥118,582-
相 殺	
消費税額	

愛知県愛知郡東郷町池田 4-5-2

株式会社 バイデンボックス

代表取締役 豊田 昭

TEL 0561-37-2027 FAX 0561-37-1811

ご請求書

平成30年7月30日

荒木崇之 様

下記の通り御請求申し上げます
御照査ください

〒470-0164

愛知県愛知郡東郷町三ツ池4丁目5番2

株式会社メディアボックス

担当

TEL 0561-37-2027 FAX=0561-37-1811

E-Mail info@dm110.jp

振込先:三菱UFJ銀行 三好支店(ミヨシシテン)

普通口座 3688799 カ)メディアボックス

税込ご請求金額

¥118,582

内消費税

¥8,784

目付	品 名	数 量	単 価	金 額
H30.7.30	◆発送代			
	封入アイテム数 1 点			
	・1通当り200g以内(封筒・ラベルの重さ含む) 厚さ2cmまで ・封筒の大きさは角2サイズまで(洋4、長3、A4可能) ・宛名ラベル代・宛名ラベル印字代・宛名ラベル貼代 ・封入代・封緘代 ・送料・当社手数料をすべて含む ・折り作業なし ・お客様より、部材1種ご支給(A3二つ折りパンフレット)	1,339	78.0	104,442
	当社A4透明ビニール封筒使用	1,339	4.0	5,356
	以下余白			
		小 計		109,798
		消 費 税		8,784
		合 計		118,582

※1 発送料金は8/1(水)午後3時までに弊社指定口座にて確認できるようにお振込みください。

発送は振込確認後になります。ご了承ください。

※2 振込手数料は申し訳ありませんが、御社にてご負担ください。

振込先:三菱UFJ銀行 三好支店(ミヨシシテン) 普通口座 3688799 カ)メディアボックス

(納付者用)

領 収 書

№ 002391

一般 会計	30 年度						
納 入 者	住所 菊池市細水町福本840-1 番地						
	氏名 荒木 崇之 様						
金 額				¥	6	4	0 円
但し 行政文書関係にかゝる 上記の金額を領収しました。 平成 30 年 8 月 15 日 菊池市 出納員・会計職員 氏名 総務課長 中尾 孝浩						領 収 印	
							

(納付者用)

領 収 書

№ 002392

一般 会計	30 年度						
納 入 者	住所 菊池市細水町福本840-1 番地						
	氏名 荒木 崇之 様						
金 額				¥	2	0	円
但し 行政文書関係にかゝる 上記の金額を領収しました。 平成 30 年 8 月 28 日 菊池市 出納員・会計職員 氏名 総務課長 中尾 孝浩						領 収 印	
							

(納付者用)

領 収 書

№ 002394

一般 会計	30 年度						
納 入 者	住所 菊池市湘水町福本840-1						番地
	氏名 荒木 崇之						様
金 額				¥	1	0	円
但し 行政文書 関係にかかるとして 100 円代として 上記の金額を領収しました。 平成 30 年 9 月 4 日 菊池市 出納員・会計職員 氏名 総務課長 中尾 孝 浩						領 収 印	
							

請 求 書

Hb (資)橋本印刷

代表社員 橋本昌宜

〒861-1212 熊本県菊池市泗水町豊水3515-1 TEL0968-38-2020(代)
E-mail: info@hashimoto-printing.co.jp FAX0968-38-5289

【振込先】 (シ) ハシモトインサツ ハシモトマサノブ

☐ 肥後銀行 泗水支店 (普通 49191)☐ 菊池地域農協 泗水中央支所 (普通 8817821)☐ 菊池地域農協 合志中央支所 (普通 9923101)

荒木たかゆき	様	年 月 日 30 10 11
--------	---	-----------------------

下記の通りご請求申し上げます。

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
市政報告 vol.13	4,000	部	11	44,000	
小 計					
消 費 税				3,520	
税 込 合 計				¥47,520	

領 収 証

№ 000645

荒木たかゆき 様

30年 10月 11日

金 額

¥47,520

取扱者印

この領収証に番号、取扱者印のないものは無効

但し

として上記金額正に領収致しました。

収 入
印 紙

HASHIMOTO PRINTING

Hb 合資 橋本印刷 会社

代表社員 橋本昌宜

〒861-1212 熊本県菊池市泗水町豊水3515-1
TEL0968-38-2020(代) FAX0968-38-5289
E-mail: info@hashimoto-printing.co.jp

領 収 証

荒木 崇之 様

2018年10月15日

¥ 118,670-

但し PM 委託代金として

上記の金額正に領収いたしました

金 種	金 額
現 金	円
小 切 手	
手 形	
銀行振込	¥118,670-
相 殺	
消費税額	

愛知県愛知郡東郷町豊田池 4-5-2

株式会社 ムデイ美ボックス

代表取締役 豊田 昭

TEL 0561-37-2027 FAX 0561-37-1811



ご請求書

平成30年10月15日

荒木崇之 様

下記の通り御請求申し上げます
御照査ください

〒470-0164

愛知県愛知郡東郷町三ツ池4丁目5-2

株式会社メディアボックス

担当:

TEL 0561-37-2027 FAX 0561-37-1811

E-Mail info@dm110.jp

振込先: 三菱UFJ銀行 三好支店(ミヨシシテン)

普通口座 3688799 カ)メディアボックス

税込ご請求金額

¥118,670

内消費税

¥8,790

目付	品 名	数 量	単 価	金 額
H30.10.15	◆発送代			
	封入アイテム数 1 点			
	・1通当り200g以内(封筒・ラベルの重さ含む) 厚さ2cmまで ・封筒の大きさは角2サイズまで(洋4、長3、A4可能) ・宛名ラベル代・宛名ラベル印字代・宛名ラベル貼代 ・封入代・封緘代 ・送料・当社手数料をすべて含む ・折り作業なし ・お客様より、部材1種ご支給 (A3二つ折りパンフレット)	1,340	78.0	104,520
	当社A4透明ビニール封筒使用	1,340	4.0	5,360
	以下余白			
		小 計		109,880
		消 費 税		8,790
		合 計		118,670

※1 発送料金は10/18(木)午後3時までに弊社指定口座にて確認できるようにお振込みください。

発送は振込確認後になります。ご了承ください。

※2 振込手数料は申し訳ありませんが、御社にてご負担ください。

振込先: 三菱UFJ銀行 三好支店(ミヨシシテン) 普通口座 3688799 カ)メディアボックス

(納付者用)

領 収 書

№ 002266

一般 会計	30 年度							
納 入 者	住 所	番 地						
	氏 名	荒 木 崇 え 様						
金 額				¥	/	3	0	円
但し 行政文書開示に係るコピー代として 上記の金額を領収しました。 平成 30 年 12 月 13 日 菊池市 出納員・会計職員 氏名 総務課長 中尾孝浩								領 収 印
								

領収証 菊池市議会議員 荒木 崇之 様

No. _____

金額

¥ 163,071 -

但

DM作業代として

2019 年 1 月 20 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



北区浮間4-15-3

シャトランサイト-101

(有)エムケイプランニング

コクヨ ウケ-695

内	容	部数	単価	金額
市政報告 vol.14				
シール貼り		1,343	4	5,372
封入1点		1,343	4	5,372
シール打出費		1,343	3	4,029
A4 OPP封筒		1,343	4.5	6,044
メール便		1,343	68	91,324
A3 両面カラーコート90Kg		4,000	8.5	34,000
チラシ配送費		2	2,000	4,000
残物配送費		1	850	850
【小計】				150,991
【消費税】				12,080
【合計額】				163,071

市政

kikuchi city council municipal government report

報告

～ 停滞か、再生か。～

平成30年6月議会 vol.12



荒木たかゆき

kikuchi city council member Takayuki Araki

みなさん、こんにちは。

荒木たかゆきです。

5月20日に行われました菊池市議会議員一般選挙において、2,654票というたくさんのご支持をいただき、再び議会の場に立たせていただきましたことに感謝申し上げます。

初当選のときと同じく、「私の報酬は、市民のみなさんの税金から頂いている」ことを忘れず、菊池市の厳しい財政状況の中、「隗より始めよ」の精神で、議会の都合ではなく、市民の立場で物事を判断していきたいと思えます。

Profile

1973年 7月 菊池市泗水町福本生まれ（45歳）
泗水小中学校・県立鹿本高等学校
宮崎産業経営大学卒業
1996年 4月 1日 泗水町役場に入庁
2013年 1月 31日 菊池市役所を退職（39歳）
2013年 4月 14日 菊池市議会議員補欠選挙に初当選
2014年 5月 25日 菊池市議会議員一般選挙に当選（2期目）
2016年 12月 26日 菊池市議会議員を辞職
2017年 4月 8日 菊池市長選挙に出馬（落選）
2018年 5月 20日 菊池市議会議員一般選挙に当選（3期目）

荒木たかゆき

検索

※議会中継の動画などを、ホームページ「今こそ！荒木たかゆき」に掲載しています。ぜひご覧ください。



一般質問

各支所の今後について

荒木：議席番号 11 番荒木崇之です。平成 17 年 3 月に菊池市は、4 市町村の均衡ある発展と「サービスは高く負担は低く」を掲げ合併しました。合併後の新市建設計画においても、「合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、四市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう配慮して策定しました。」と記されています。

しかし、もはや「サービスは高く負担は低く」の言葉は死語となりました。市民の税負担は増え、泗水・七城・旭志の役場だったところは、総合支所から支所となり、暗くなった、不便になったとの声をよく耳にします。言い換えれば、「サービスは低く負担は高く」となっているように思えます。

その発端は、平成 29 年度から段階的に企画、環境、経済、建設、教育部門が本庁へ集約され、支所の職員が大幅に減ったことではないかと思えます。

私は、平成 28 年 3 月議会において、地域の要である総合支所を支所へと縮小することは、住民サービスの低下と地域の衰退を招くことになるから反対であるとの質問をいたしました。

合併して 12 年、当初総合支所を設置した趣旨と最近の支所としての役割を疑問視していますが、市は将来的に 3 つの支所をどのように運営される計画であるのかお尋ねします。

総務部長：現在の行財政環境は、厳しいものがあることからより一層の行財政改革を進めていきます。また、各支所における市民生活に直結する行政サービスを残しつつ、ICT の活用により利便性の向上に努めてまいります。

荒木：それでは再質問をいたします。

平成 27 年 11 月に総合支所を支所へと移行する中間報告が議会に説明され、平成 28 年 9 月に最終報告がなされました。

その内容は、企画、環境、経済、建設部を本庁へ集約するとのことでありました。しかし、現在支所から産業振興課は無くなったものの、建設に関することは、総合相談員、農政係も地域農政係として予算も持たずに中途半端に残っています。

なぜ本庁へ集約するとの計画が変更されたのかお尋ねします。

次に本庁・支所方式についての最終報告で、支所で専門的なお尋ねがある場合、本庁まで行けない方、いわゆる交通弱者の方のサービスの低下を招かないように支所と本庁をテレビ電話（ICT の活用）で結ぶと言われました。実際、各支所にはテレビ電話が設置されておりますが今年に入ってどれだけの利用があったのかお尋ねいたします。

総務部長：産業振興課の集約に関しては、地域の反対が強かったために窓口機能として残すことと判断しました。テレビ電話につきましては、現在ほとんど利用されていません。

荒木：行財政改革のために導入したテレビ電話が、今年一度も使われていない。私が調べた 3 支所のあるところでは、今

年どころか導入後、一度も利用してないと回答されたところもありました。導入に対してかかった経費これも税金です。

鳴物入りで導入したテレビ電話が現状においては無用の長物、税金の無駄遣いではないでしょうか、早急に用途を見直す必要があると思います。

また、答弁のなかで今後の支所の運営については、最終報告をしたにも関わらず未だ決定していない。検討中であるとの答弁でした。

支所を今後どのように運営するかという協議は、平成 23 年から着地点を決めて行われたてきたはずですが。その目標の第一段階として、支所のスリム化を行ったのではなかったのでしょうか？それなのに、まだ方向性が決まっていないという答弁は、七城・泗水・旭志の住民の方に対して、無責任な答弁だと私は思います。

私が平成 28 年 3 月議会において、総合支所を支所にするメリットはなにか？とお尋ねした時に、当時の木村副市長は、「一つにまとめることによって、行財政の効率化、あるいは事務組織のスリム化、そういうものが可能となります。そういう中から出て来ますいろんなリソースをこれから伸びるだろう社会保障、そういう方面に充当することによって住民サービスを維持する、そういうことをいろいろ考えた中で、ある意味厳しい決断をなさったのではないかなと、これは市長も同じ思いでございます。」と答弁されています。

端的にもうしますと、総合支所を支所にして、行財政改革により浮いたお金を、社会保障いわゆる医療、年金、介護に充てると答弁されています。

総合支所を支所へとスリム化したことで、どれくらいの経費が浮いて、それを社会保障のどの分野に充てられたのかお尋ねします。

市長：効果には時差がありますので、そのポイントだけを捕えて、効果が上がっていないと言われるのは※早計に過ぎると思います。（※早まった考え。十分に考えないで判断すること）

荒木：総合支所を支所にして、職員を支所から本庁に移しても人件費は変わりません。支所の維持費についても支所に 5 人置いても 20 人おいても支所を閉鎖するわけではないので、せいぜい電気代が安くなるくらいでしょう。

この支所のあり方については、合併した市町村は同じ問題点を持っていて天草市が先進的だと教えていただきましたので、研修に行っていました。

天草市では本市と同じ本庁支所方式で、旧本渡市に本庁があり支所が旧市町単位で 9 支所あります。

平成 26 年に旧牛深市出身の中村五木市長が、就任後すぐに「支所機能充実に係る基本方針」を掲げ支所の改革に着手されています。天草市の支所機能充実に係る基本方針とはどのようなものかと申しますと、大まかに 4 つの方針からなっており、

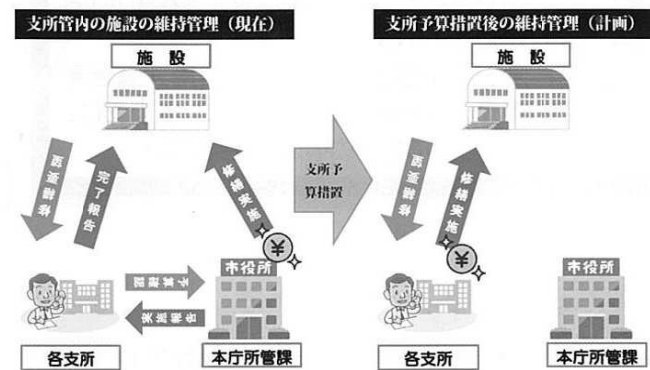
- ①支所管内の事情を考慮した事業の決定
- ②支所要望対応予算の新設
- ③支所管内の施設の簡易な修繕等の維持管理を支所で所管
- ④本庁と支所との情報の取り扱いを明確化であります。

詳しく説明しますと、②の支所要望対応の予算の新設については、次の支所予算に計上します。例えば道路管理、交通安全施設、河川維持管理、農道の除草などで、国県補助事業とか大きな予算を伴う事業は本庁で計上するとしています。

③の支所管内の施設の簡易な修繕等の維持管理を支所で所管というのは、各支所管内で市民が主に利用する施設の簡易な修繕については、支所の予算で行うとされており、50万以下の消耗品および修繕料については、支所決済で行うということでもあります。

パネルを示します。菊池市の場合を説明しますと、例えば市民から支所へ施設の修繕要望があったとします。支所は、本庁の所管課に予算確認をします。その後、本庁が施設の修繕をしてそれを支所へ報告して、報告を受けた支所が、要望者に完了報告をするというのが現在の流れです。

支所に維持管理費の予算を持たせている天草市はと言いますと修繕要望があった場合、各支所の予算から対応し、修繕を実施するという非常にシンプルでスピーディーです。



以上が簡単に説明しましたが、天草市の支所機能充実に係る施策であります。本市にそのまま導入出来ないとは思いますが、検討の余地はあると考えます。

そこで、お尋ねしますが、各支所に対して今後、予算を持たせることを検討されるかお尋ねいたします。

市長：天草市ではなく、お隣の山鹿市を参考に本庁・支所方式で、これまでどおりで運営してまいります。

荒木：支所への予算措置については、厳しい財政状況の中で、捻出するのはどうかとの意見もあると思いますが、平成25年に総務省は合併市町村に対して特例措置として支所数に応じて交付税を加算すると、国も合併して支所の廃止等により地域が疲弊しないようにと支所経費を交付すると示しています。

実際、財政課にこの交付税を確かめましたが、今現在も継続して菊池市に入ってきていますと返事をいただきました。このことから支所への予算はあってしかるべきと私は考えます。

支所に予算を持たせるということは、同時に支所の職員に責任を持たせることにもなります。天草市の総務課の方が言うておられましたが、本庁で対応していた時は、支所の職員は「本庁でしていますから」とか「支所には権限がありません」などで本庁対応を逃げ道にしていたところがあったとのことですが、支所に予算措置をすることで、1から10までしないといけないので、忙しくなったという声の一方で、予算執行のスキル、自己研鑽ができると支所の職員の意欲が出てきたと

のことでもあります。

最後になりますが、この本庁の近くに住んでいる人だけが市民ではありません。泗水・七城・旭志に住んでいる人も、同じ税金を払いこの菊池市の株主であり市民です。地理的なこと、財政的なことはありますが、各支所の充実こそ誰一人として孤独にさせないまちづくりであり、本市が抱える少子高齢化問題の解決への第1歩だと私は考えます。

各支所と十分協議をされ、機能充実に係る施策を含め、その地域に応じた支所づくりをお願いして、次の質問に移ります。

被災住宅用地の特例について

荒木：平成28年の熊本地震で被災し、解体された住宅の敷地については、地方税法における被災住宅用地についての特例規定を適用し、固定資産税は、解体された土地を住宅用地とみなし課税しています。わかりやすく言いますと被災して解体した土地は、家が建っているとみなして固定資産税を安くしていることになります。

しかし、この特例規定は2年間なので、平成30年度分で終了し、3年目となる31年度以降は特例規定を適用できなくなります。そこでお尋ねいたしますが、被災住宅用地についての特例規定を適用している件数および特例規定を適用している税額、負担軽減額をお答えください。

また、住宅再建に着手できない方にとって、平成31年度からの税負担の増加は、生活再建の支障になるおそれがあることから、被災住宅用地について平成31年度以降も何らかの救済措置が必要ではないかと考えます。

実際、東日本大震災に係る被災住宅用地の特例については、国が平成24年から平成33年まで被災住宅用地の特例を10年間延長しています。

併せてお尋ねしますが、平成31年度からの被災住宅用地についてはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

市民環境部長：特例規定を適用している件数は約300筆、負担軽減額は、約350万円です。また、特例措置の延長については、本年5月末に熊本県より国に要望書を提出しています。

荒木：特例適用期間の延長については、熊本県より、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る要望事項として、本年の5月末に国へ要望書を提出されているということでもあります。

最後に江頭市長にお尋ねします。国も1,000兆円を超える借金があると言われ、熊本県も平成28年度一般会計補正予算案で、財政調整基金など県の4基金残高が、熊本地震復旧のため、基金の取り崩すことで、史上初めてゼロになる異常事態との報道がなされました。

では、国や県が被災住宅用地の特例を延長しないと言った場合には、市独自で特例適用期間の延長の対策をされますか？お尋ねいたします。

市長：5月に県から国に要望書を提出したばかりなので、通らなかった場合を想定しておりません。

荒木：交付税との兼ね合いもあるので、この場での即答は難しいかと思いますが、あとは江頭市長の被災者に寄り添う心に期待して一般質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

政務活動費についてのお詫び

平成 30 年 5 月 3 日の熊日新聞において「政務活動費あいまい使途も」と題して、平成 26 年度から平成 28 年度までの政務活動費の使途についての記事が掲載されました。

この記事の指摘を受けて、自身で過去の政務活動費を精査したところ、平成 26 年 2 月に市民生委員児童委員協議会との懇親会費に 5,000 円を政務活動費より支出していました。

菊池市議会の使途基準（使って良いものと悪いものを示した申し合わせ）では、「会議を伴う懇親会費の支出は認める」とありますが、市民の方が納めた貴重な税金で飲み食いすることは、不適切と判断しましたので、平成 26 年度政務活動費報告書から懇親会費 5,000 円を削除しました。

それに伴い発生した差額（受領済額 220,000 円－実支出額 217,599 円）の 2,401 円を菊池市に返金いたしました。今後は、このようなことが無いように政務活動費の支出については、十分に留意いたします。大変申し訳ございませんでした。

ZOOM!

そうだったのか？学べる市議会 H30第2回定例会の焦点

平成 30 年第 2 回菊池市議会定例会は、6 月 26 日から 7 月 13 日までの 18 日間で開催されました。当初の一般会計予算に今回の議会で補正予算として、1 億 165 万円が追加され、菊池市の一般会計予算は、294 億 2,465 万円となりました。

補正された予算の主なものとしましては、菊池溪谷にあります「きくち溪谷館」の建て替えにかかる経費 2 億 98 万円ですが、築 40 年が経過して雨漏りがするなど、老朽化しているために建て替えをし、併せてバリアフリー化をするとのことでした。建設費約 2 億円のうち 9,000 万円が、国からの補助金です。

次に、花房地区の国道 387 号線沿いに花房坂公園を作るための測量設計費約 1,129 万円は、平成 15 年にクリーンセンター花房を建設したことによる地元対策として花房坂公園を作るとのことです

議会構成が決まりました

平成 30 年 6 月 8 日に菊池市議会議員選挙後、初の臨時議会が行われ、議長・副議長および各常任委員会の構成が決まりました。

荒木たかゆきは、初めて経済建設常任委員会に所属することになりました。

経済建設常任委員会は、経済部・建設部・水道局・農業委員会の調査および審査をする委員会です。

費用弁償ってどんなもの？

市議会議員は、毎月の報酬とは別に議会に出席することにより、2,500 円の費用弁償が支給されています。費用弁償については、「報酬の二重取りではないか？」といった批判が、多くの自治体で巻き起こっています。

実際、全国の市議会の約 6 割が費用弁償を廃止しています。これを廃止することで、本市では、年間約 250 万円の財源が捻出できます。



が、土地の賃借料や公園の整備（草刈り等）、年間のかなりのランニングコスト（運営費）が掛かるのか市は試算していないとのことでしたので、委員会において「地元からの要望で公園を作ったが、負の遺産となっているポケットパーク足湯のようにはならないように」と指摘しました。

最後に、全員協議会において東奈津子議員（共産党）が、議会改革特別委員会の設置を要望されています。荒木たかゆきも「費用弁償の廃止」や「議員定数の削減」など議会改革の必要性があると考えますので設置には賛成でしたが、議会運営委員会は「特別委員会を設置して議論すべき内容が差しあたって見えていない」として設置を見送りました。

特別委員会の設置に向けては諦めず、同調いただける議員と一緒に、議員提出議案の発議等を視野に議会改革に向けて取り組んでまいります。

連絡先

〒 861-1205 熊本県菊池市泗水町福本 861-1

TEL・FAX/ 0968-41-5162

発行者：菊池市議会議員 荒木崇之

市政 報告

kikuchi city council municipal government report

～ 停滞か、再生か。～

平成 30 年 9 月議会 vol.13



みなさん、こんにちは。

荒木たかゆきです。

今回の一般質問で、「中央図書館の椅子の購入について」を質問しましたが、最後まで追及できなかったことを残念に思っていました。

ところが、9月21日の熊本日日新聞の総合面「射程」において図書館の椅子の問題が掲載されていました。

その中で、「議員が一般質問で取り上げられなければ市民が知る機会はなかった」とありました。

自分が微力ながら一石を投じた波紋が広がっていることに、議員としての何らかの役割を果たしたようで、嬉しくなりました。これに甘んずることなく、取り組んでいきます。

Proud!
Japan

荒木たかゆき

kikuchi city council member Takayuki Araki

Profile

1973 年 7 月	菊池市泗水町福本生まれ（45 歳） 泗水小中学校・県立鹿本高等学校 宮崎産業経営大学卒業
1996 年 4 月 1 日	泗水町役場に入庁
2013 年 1 月 31 日	菊池市役所を退職（39 歳）
2013 年 4 月 14 日	菊池市議会議員補欠選挙に初当選
2014 年 5 月 25 日	菊池市議会議員一般選挙に当選（2 期目）
2016 年 12 月 26 日	菊池市議会議員を辞職
2017 年 4 月 8 日	菊池市長選挙に出馬（落選）
2018 年 5 月 20 日	菊池市議会議員一般選挙に当選（3 期目）

荒木たかゆき

検索

※議会中継の動画などを、ホームページ「今こそ！荒木たかゆき」に掲載しています。ぜひご覧ください。



一般質問

中央図書館の備品購入について

荒木：議席番号 11 番荒木崇之です。

昨年、生涯学習センターの 1 階に中央図書館がオープンしました。独創的な本棚のある立派な図書館が完成し、多くの方が利用されていると聞いておりますので、ここにおられる方々も、利用されたことがあると思います。中央図書館には閲覧用の椅子が設置されていますが、この椅子がとても高価なものだということが市民の皆さんの間で話題になっていますが、ご存知でしょうか？

図書館の椅子が購入された経緯について情報公開請求を行いました。それを踏まえて質問しますが、中央図書館にはマジスというメーカーの閲覧用椅子が 32 脚設置されています。脚は木製で、座るところは布製で作られていて、イタリア製品で、菊池市は税別 87,500 円、税込の 94,500 円で購入しています。なぜ閲覧用の椅子に、1 脚 10 万円もかける必要があったのかお尋ねいたします。

教育部長：生涯学習センターのコンセプトは、ヨーロッパの広場をイメージしています。図書館の閲覧用椅子は、図書館の象徴的な場所であるため、意匠的に重要なものであるとして選定したところです。もちろんコスト意識を持って購入しております。



荒木：それでは再質問をいたしますが、図書館において一番大切なことは何だと考えますか？

教育部長：中央図書館につきましては、菊池市全体の交流拠点、情報発信の拠点として整備をおこなったものであります。

荒木：ご答弁いただきましたが、どうもズレがありますね？私は図書館において一番大切なのは書籍の充実であると思います。確かに読書する空間も必要だと思います。しかし、それらはすべて市民の税金で賄われていることを忘れてはいけません。1 脚 10 万が高いか安い？それは三者三様です。執行部のみなさんは安いと思うかもしれませんが。

しかし、図書館は不特定多数の方が利用します。この椅子に立ち上がったたり、ジュースをこぼしたり、破損させるかもしれません。そのようなことが予想される公共施設に果たして、高価な椅子が必要だったのでしょうか？買い替えのことを考えますと、また海外から何百万もする椅子を買うのか不安に感じますし、我が市の財政状況を考えると、職員の市民感覚とかけ離れた価値観に疑問を持つばかりです。

さて、入札に関する情報公開請求を行いましたところ、大変多くの疑問点が発生しましたので時系列に沿って質問をしたいと思います。

まず、平成 29 年 7 月 7 日に椅子や机の合計 104 点を 675 万

円で購入して良いかという物品購入伺いが起案されています。7 月 28 日に業者に向けての仕様書説明会が開催され、8 月 10 日に入札が行われました。9 社が辞退、4 社で入札が行われ、5,311,202 円で株式会社教育産業社 菊池営業所が、落札しています。そして約 1 か月後の 9 月 8 日に物品購入契約が締結されています。しかし、9 月 15 日に株式会社教育産業社から閲覧用椅子 32 脚、ヴィトラ社製の椅子が海外より大量発注があり、期限までの納入が不可能となったので、「同等品不可の物品ではありますが、同等品以上の物を選定していただき納入するといった対応が可能か？」との申し出があり、9 月 21 日にイタリアのマジス社製の椅子を同等品として承認され、9 月 27 日に 1 脚 69,000 円の椅子が 1 脚 87,500 円となった 32 脚分の差額と空輸運搬費 464,000 円、併せて 114 万円の増額の変更契約が行われています。

そして、当初 11 月 10 日納入予定でしたが 14 日間遅れの 11 月 24 日に物品が納入されています。間違いありませんか？

教育部長：議員おはなしのとおりでございます。

荒木：間違いなしのご答弁いただきました。

質問しますが、平成 29 年 8 月 10 日に入札が行われ、株式会社教育産業社が落札していますが、**契約は入札から約 1 ヶ月後の 9 月 8 日となっています。**

ここに、菊池市職員なら誰もが使用している契約検査課が発行した菊池市入札契約の手引きの 8 ページに「落札者決定後、土日祝日を除き 10 日以内に契約と記載されています」

さらに、菊池市工事契約事務取扱要領にも「落札決定の日から 10 日以内に相手方に契約書を提出させなければならない」と定められています。では**なぜ落札から約 1 ヶ月もの間、契約がなされなかったのかお尋ねいたします。**

教育部長：現物品納入の遅れに係る確認に時間を要したためであります。

総務部長：これまでも頻繁ではありませんが、10 日以内に契約をおこなっていないのが見受けられました。本来 10 日以内に契約ができない場合は、書面による承諾が必要ですが、今回は行っていません。

荒木：次に 9 月 15 日に閲覧用椅子 32 脚、先ほど説明しました「アメリカのヴィトラ社製の椅子が海外より大量発注があり、期限までの納入が不可能となったので、他の物を選定していただけないか？」と株式会社教育産業社から申し出されております。

私が思うに、入札に参加する際には落札後、物品を納入できませんというようなことは言えないので物品の在庫確認、仮押さえ等を行い入札に参加するのが通常と思います。

そこで、他の納入業者等にお尋ねしたところ、通常は入札に参加する際には、物品の在庫確認をしたなら仮押さえという形で品物を押さえるとのことでした。お尋ねしますが、株式会社教育産業社が仮押さえをしたことを確認したのか？

また、今回契約後に物品を納入できないということであれば、業者に責任があると考えますがいかがでしょうか？

教育部長：受注者が仮押さえをしたという事実はないと聞いております。

総務部長：受注者は、メーカーから見積書を徴収して入札をしているので、問題はないと思っております。

荒木：9月15日の「報告・協議書」の中で、「32点の椅子について、在庫確認を取ったうえで、入札に参加したが、その後、製造業者へ海外からの大量発注があり、ヴィトラ社製の椅子を期間までに納入できなくなったので、同等品不可の物品ではありますが、同等品以上の物を選定していただき納入するといった対応が可能かお伺いします」と記載されています。例えるなら、トヨタのクラウンを発注されたけれども、生産が間に合わないのでベンツを持って来ても良いでしょうか？と落札業者側からあっています。これに対し菊池市は、「入札後に発覚した事案であり在庫確認は行っており、大量発注による製造元の都合によるところがあり、業者に瑕疵はないと判断する。当該物品については同等品以上の物を提案するように指示した」と処理をしています。

ここまでは100歩譲って理解しますが、問題は、この後の回答です。非常に不可解です。

「船便での輸送は困難なため、空輸にて輸送する可能性もあり、費用についても計上すること。また同等品以上の物品を納入するので金額についても当初の契約を変更する」と記載があります。業者側は、差額の要求や輸送費の協議は一切持ち出していないのに、市側が増額を提案しています。

「同等品以上の物品を納入するので金額についても当初の契約を変更する」と差額の増額、「船便での輸送は困難なため、空輸にて輸送する可能性もあり費用についても計上すること」と輸送費の提案が行われております。この指示は市が株式会社教育産業社に対して便宜を図っているようにしか思えません。そこでお尋ねします。誰が差額の増額や輸送費負担の指示を行ったのかお尋ねいたします。

教育部長：市が行ったということになります。

荒木：この不可解な協議書の結果、9月27日に32脚分の差額592,000円と空輸運搬費464,000円と消費税を併せて114万円の増額の変更契約同いが起案されています。

入札前に指名業者に配られた平成29年度菊池市中央図書館特注家具仕様書のなかに、特記仕様書というものがあります。その(3)には、「受注後、受注者の都合により機器寸法変更や仕様変更などが生じる場合は、発注者と協議し指示に従うこと。また、それに伴う費用は受注者が負担すること」とあります。この特記仕様書からいけば、椅子の差額と空輸運搬費、併せて114万円の支出はできないと思いますが、解釈をお尋ねいたします。

総務部長：椅子のメーカーから8月25日に納入が遅れる連絡がありました。メーカーが納入できないのならば、他の入札した3社も納入できないと考え、図書館の開館までの時間がないことから別の椅子を選定し、空輸代を含めて変更契約したものであります。

荒木：通常、イタリアから空輸をしているのであれば、税関だとかの空輸の書類等があると思いますが、それらの書類を確認されましたか？

教育部長：空輸の証明についてはございません。

荒木：さて平成30年1月31日に、契約検査課が中央図書館の物品の入札に指名された業者6社に対して、仕様書と違う物品が納入されたことに対して、説明会を行っています。

その中で、ある業者から「違う品物が入ったのは事実。そう

であれば入札参加者への報告義務があるのではないか」と当然のお尋ねをされています。

この業者への説明会の中では、椅子の差額と空輸運搬費を併せた114万円の増額の話は、一切されておりません。

私も、説明会に参加した複数の業者に確認しましたが、増額の件については初めて聞いたとおっしゃいました。同時に「業者の都合で同等品不可の物品を変更したのになぜ、菊池市がその分を負担しなければならないのか理解できない。自分たちにそのようなことがあれば、当然、業者側が負担すべきと思っているが考えられない」とのことでした。

ではなぜ、今年1月31日の説明会において業者に、114万円の増額の契約変更を行ったことを説明されなかったのかお尋ねします。

総務部長：受注者には責がないとしておりますので、変更契約を説明する必要はないと判断したものであります。

荒木：先日、8月29日に山鹿市の管理契約室に、情報公開請求で得た資料を持参して見解をお聞きしてきました。

山鹿市の入札担当の課長さんと係長さんは、持参した資料を読まれた後にこう話されました。

「菊池市さんが行った入札に良いだとか悪いだとか言う権利はありません。しかし山鹿市ではこのようなことは起こりません。なぜなら、落札業者が納入できないと申し出た時点で、契約を解除し、業者に損害金を払わせ、数か月の指名停止を行い、再入札をするからです」と言われました。

また、先日の9月3日には、合志市の管財課に同じく資料を持参し見解を求めましたが、山鹿市と同じ回答でした。

そして、山鹿市の担当課長さんがおっしゃるには、「部下には、入札にあたっては市民の誰が見ても納得するような形で行うことを常に指示しています。市民や入札業者に疑義を持たせるような入札はやってはいけないというのが信念です」と言われました。

最後に市長にお尋ねします。これまでのやり取りを聞かれて問題点があれば教えてください。また、今後も業者や市民に疑義を持たせるような入札を続けられるのかお尋ねいたします。

市長：問題はないと考えます。

荒木：この中央公民館の椅子の入札については、今回、一般質問しましたが、議員のみなさんも傍聴された方々もスッキリしない。納得がいかないと思っていらっしゃるのではないのでしょうか。

私は、条例の解釈を答弁で言われていますが、なぜ1業者に都合のよい解釈をするのか分かりません。市民にとって都合のよい解釈であれば、何も言いませんが1業者に都合のよい解釈をして不可解と言われるような入札を行ったことで、市民に対して114万円の損害を与えたことを自覚していない執行部に対して腹が立っているのです。

この問題については、総務常任委員会において所管事務調査をされていると聞きましたので、総務常任委員会でさらにお調べになることと思います。

私も菊池市が改善しないなら、更に深く調査を継続していくことをお約束して一般質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。



そうだったのか？学べる市議会 H30第3回定例会の焦点

平成30年第3回菊池市議会定例会は、8月28日から9月21日までの25日間で開催されました。

今回の議会で補正予算として、2億6,601万円が追加され、菊池市の一般会計予算の総額は、297億5,211万円となりました。

補正された予算の主なものとしましては、新環境工場（環境保全組合）建設に伴う、桜山地区の整備促進事業として、桜山公民館建設の用地費として1,171万円が計上されました。

その他に、平成24年度に閉校となっていた迫水小学校を民間企業（株式会社山口油屋福太郎）へ財産の譲渡を行うための議案も提出されました。迫水小学校は、エミューの観光牧場及びエミュー関連加工の製造販売を行う施設として利活用されます。

今議会では、決算特別委員会も開かれて「平成29年度菊池市歳入歳出決算書」の審議もいたしました。その中で、荒木たかゆきは「菊池中央図書館の椅子（1脚10万円）の購入にかかる入札については、執行部はつじつまが合わない説明を繰り返しており、市民が納得する説明をしていない」と反対討論を行いました。

が、採決の結果、反対4、賛成15で認定となりました。

また、平成29年度水道事業会計決算において「不納欠損処分141万円を計上されているが、債権を放棄する場合は、議会への報告を義務付ける条例があるにもかかわらず、報告されていない」と指摘しました。その指摘を受けて執行部は、債権放棄の報告と監査員の意見書の修正をしました。

最後に、今議会で執行部から提出された議案に不備があり、修正や議案の追加が繰り返されました。議員からは、議案については緊張感をもって提案するようにとの厳しい意見が出されました。

決算特別委員会とは？

毎年9月定例会に、市長から前年度の「決算認定案」が出されます。議員は、委員会を設置して、決算書を審議します。それが「決算特別委員会」です。議員は、市民の税金が無駄なく使われたか、また事業の成果などを、執行部に質問し、認定か不認定かを決めます。「不認定」になったからといって執行部に対して、何も罰則はありませんが、「不認定」という議決は世論に大きな影響を与える可能性があります。



あれからど〜なったの

平成28年3月議会（第4回定例会）で、荒木たかゆきは、一般質問において「菊池市の債権（税金・保険料・施設使用料・水道料金・市営住宅家賃など）市が徴収すべきお金のうち、債権の収入未済額（市が徴収できてないお金）が、17億1,000万円にも上るので、正直者が馬鹿をみない、きちんと払っている人の意識の低下を招かないように、債権管理条例の策定と併せて、債権管理課を設置すべきである」との質問をしました。



総務部長：菊池市の債権管理については、それぞれの課で行っている。債権管理条例の策定については、今後、検討していきたい。結果：平成28年12月22日に「菊池市債権管理条例」が策定されました。しかし、債権管理を専門に行う債権管理課の設置はされていません。

※なお、平成29年度末の収入未済額（市が徴収できてないお金）は、13億1,000万円です。

議会報告会を開催します

地方議会に対しては、相次ぐ不祥事により昨今、厳しい世論が巻き起こっています。菊池市議会では、開かれた分かりやすい議会運営を目指して、議会報告会を開催しています。

定例会の審査内容や議会の取り組みについて、報告いたします。地域の課題や要望等を、菊池市議会にお聞かせください。

みなさんのご来場をお待ちしております。

平成30年11月19日

午後7時～9時

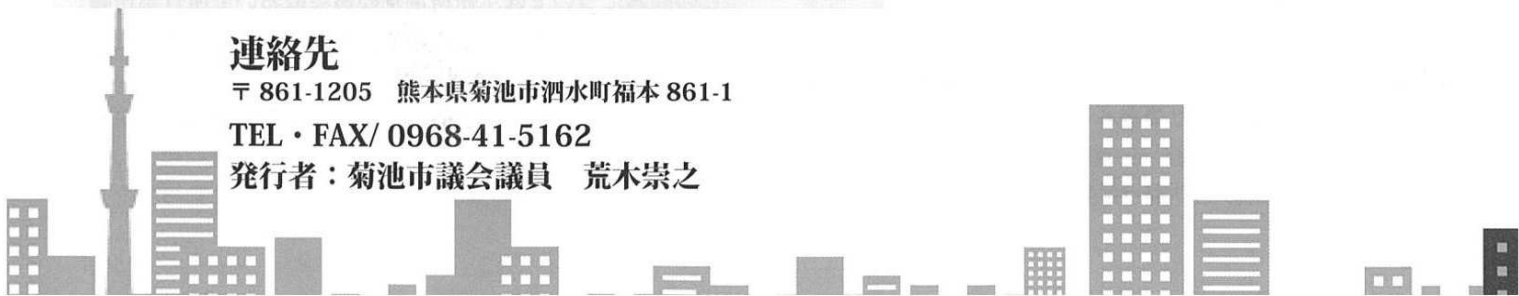
七城公民館 講堂

連絡先

〒861-1205 熊本県菊池市泗水町福本 861-1

TEL・FAX/ 0968-41-5162

発行者：菊池市議会議員 荒木崇之



市政

kikuchi city council municipal government report

報告

～ 停滞か、再生か。～

平成 30 年 12 月議会 vol.14



Proud!
Japan

荒木たかゆき

kikuchi city council member Takayuki Araki

あけましておめでとうございます。

荒木たかゆきです。

公職選挙法により選挙区内には、
年賀状を出せなかったことをお許し
ください。

本年度、「平成」の元号が最後です。
新しい元号となりますが、皆さまに
とって「穏やかで平穏な年」となりま
すことを心よりお祈り申し上げます。

今年の目標は「猪突猛進」。猪のよ
うに脇目も振らず、目標に向かって
一直線に突き進みたいと思います。

Profile

1973 年 7 月	菊池市泗水町福本生まれ (45 歳) 泗水小中学校・県立鹿本高等学校 宮崎産業経営大学卒業
1996 年 4 月 1 日	泗水町役場に入庁
2013 年 1 月 31 日	菊池市役所を退職 (39 歳)
2013 年 4 月 14 日	菊池市議会議員補欠選挙に初当選
2014 年 5 月 25 日	菊池市議会議員一般選挙に当選 (1,935 票)
2016 年 12 月 26 日	菊池市議会議員を辞職
2017 年 4 月 8 日	菊池市長選挙に出馬 (落選)
2018 年 5 月 20 日	菊池市議会議員一般選挙に当選 (2,654 票) 現在 3 期目

荒木たかゆき

検索

※議会中継の動画などを、ホー
ムページ「今こそ！荒木たかゆ
き」に掲載しています。ぜひご
覧ください。



一般質問

防災行政無線の戸別受信機について

荒木：議席番号 11 番荒木崇之です。一般質問とは、地方自治体の行政全般にわたり、執行機関に対し報告、説明をもとめ疑問を質することです。

一般質問は、各議員に与えられた特権であり、議員が主役の時間で、ある意味議員の見せ場、ひのき舞台とも言えます。それゆえ議員は、一般質問の準備には、情報公開請求をはじめ、他自治体への研修等、数か月あるいは 1 年前から入念な準備のうえで、この場に臨んでおります。

執行部もそのことをご理解されたうえで、丁寧な答弁をされていると思っていましたが、残念なことに前回の 9 月議会において、質問とはかけ離れた答弁や時間稼ぎと思われる答弁があったことで、傍聴席から野次が飛び、議会が混乱したことは残念でなりません。「地方議会運営事典」で、答弁はすべて簡潔明瞭にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならないと記されています。

今回の質問にあたっては、その主旨にのっとり分かりやすく、簡潔にお答えいただくことをお願いして一般質問に入ります。

本題に入ります前に写真を示します。この写真は穴川区の防災無線のアンテナが設置されている場所の写真です。

ご覧のように熊本地震の落石により、直径 1 メートルを超える岩石がアンテナ機器の所まで落下して来ています。反対側から行こうと試みたものの、落石の山に道を阻まれていくことができませんでした。

市長は、「熊本地震からの早期復旧を目指す」と言われました。しかし、この落石現場は、地震から 2 年半たった今でも全くの手つかずで、議会にすら報告されておられません。



このアンテナ機器は、落石の心配から近づくこともできず、定期点検さえできない現状であります。

もし、アンテナ機器が故障した場合には、穴川区の防災無線の屋外スピーカーだけでなく、防災無線のデジタル戸別受信機もすべて使えなくなり、穴川区は情報難民になってしまいます。早急な改善を強く要望して本題に入ります。

私は、防災無線の戸別受信機の設置については、過去に 3 回質問をしてまいりました。なぜ、執拗に質問するかと申しますと、平成 24 年 7 月の北部豪雨、平成 28 年 4 月の熊本地震を経験した者として、防災無線の戸別受信機の重要性を身を持って感じているからです。実際、平成 26 年の広島市北部の大規模土砂災害、そして今年の西日本豪雨と「**防災無線の屋外スピーカーは、豪雨では聴こえない**」との苦情が各自治体に寄せられました。

皮肉にも各地で災害が起こる度に、防災無線の戸別受信機の設置の必要性が証明される形となりました。そこでお尋ねしますが、防災無線の屋外スピーカー以外で市民に情報伝達を行う方法はどのようなものがありますか？

総務部長：屋外スピーカー以外の情報伝達手段として、デジタル戸別受信機 1,200 台、アナログ戸別受信機 3,001 台、防災タブレット 607 台、安心安全メールの登録数 4,431 件、きくち防災アプリのダウンロード 3,248 件となっております

荒木：菊池市では、屋外スピーカー以外に 4 種類の情報伝達方法がありますが、今一番チカラをい入れておられるのが防災タブレットかと思います。

このタブレットは、607 台を区長さんとか民生委員さん宅に設置しているとのことですが、1 台あたり年間約 5,832 円の通信料が発生しており、毎年 350 万円を通信料として菊池市が負担しています。

もしこれを全戸に配布するとしたなら、約 17,000 戸に配布したとして年間 9,914 万円、約 1 億円の通信費を毎年負担することになりますので、全戸配布は難しいと考えます。

先ほどアナログの戸別受信機が泗水地区に約 3,000 台設置されていると答弁されました。アナログの戸別受信機は、合併前の平成 8 年から泗水町に設置されていて、今年で 23 年目になります。

泗水の防災無線戸別受信機は、災害時はもちろんのこと、死亡のお知らせやヘリコプターによる農薬散布の告知、学校の休校案内など、泗水地域の方の生活に

深く密着した役割を果たしています。

しかし、このアナログの戸別受信機は、アナログ無線からデジタル無線への移行に伴い、数年後には使えなくなるとのことです。

そこでお尋ねしますが、アナログの戸別受信機はいつまで使えるのかお尋ねいたします。

総務部長：無線通信規則の改正により、泗水のアナログ防災無線機の使用期限は、平成34年11月となっていますが、新規格の基準には合致しますので、平成34年以降も使用延長ができると考えます。

使用を延長するにあたっては、九州総合通信局の最終的な確認が必要となりますので、今後確認書の提出を予定しております。

荒木：私も防災無線のメーカーや関係各所にお尋ねしたところ、このようなお話をお聞きしました。平成34年11月以降、国の基準を超える電波を発しているアナログ機器は使えないとのことでした。

詳しく説明しますと、アナログ電波を戸別受信機に無線で飛ばすときに、電波を増幅させるそうです。

そのときにスプリアスと呼ばれる妨害電波が発生します。このスプリアスが国の基準を上回る機器は平成34年以降使えないとのことでした。

泗水のアナログ防災無線は、基準をクリアしているとのことですが、たとえクリアしてアナログの戸別受信機を引き続き使用できても、深刻な問題があります。

それは、旧泗水町で平成8年に導入したアナログの戸別受信機は、毎年約200台が故障しており修理をしながら使用しています。修理業者の方に故障の原因を尋ねましたところ、導入から23年という経年による劣化が一番多いとのことでした。

旧鹿本町や宇城市においても、旧泗水町と同時期に、パナソニック製のアナログの戸別受信機を導入されていますが、パナソニックがアナログの戸別受信機の生産をやめたことで、ストックしている200台が無くなったら使えなくなるとのことでした。

旧泗水町の戸別受信機は、NEC製で現在は、まだ生産されているとのことですが、近くNECもデジタル戸別受信機への移行により、アナログの戸別受信機の製造をやめる可能性は高いと思います。

そこでお尋ねします。泗水地区に設置されている約3,000台のアナログの戸別受信機をデジタルの戸別受信機へ交換される考えがあるかお尋ねいたします。

総務部長：泗水地区のアナログの戸別受信機の修理が多くなっているのは聞いているところであります。

しかし、新規格後も使用延長ができることから、近々での交換は考えておりません。

荒木：アナログの戸別受信機を近々で、デジタルの戸別受信機へ交換される考えはないとのことですが、一つ提案があります。

菊池市は、アナログの戸別受信機を1台約38,000円で年間30台ほど購入しています。これをデジタルの戸別受信機購入に変えていただけないかと思っています。なぜなら、数年前までは、1台約6万円していたデジタルの戸別受信機が約35,000円まで価格が下がっています。

アナログの戸別受信機の製造が終了し修理等がなくなる前に少しずつでもデジタルの戸別受信機に変えておく必要があると考えますのでお尋ねします。

総務部長：アナログの戸別受信機とデジタルの戸別受信機の併用ができないということですので、今のところは考えておりません。

荒木：技術的なことも含めてあまり、良い回答は得られませんでした。いずれ泗水のアナログの戸別受信機は使えなくなる時期が来ることは明白です。

私は、菊池市全戸に設置されるのが理想です。できないのであれば、今現在、防災無線の戸別受信機が設置してある泗水地域だけは設置すべきです。

なぜなら、「サービスは高く、負担は低く」を市民に約束して合併をしました。

今あるサービスが無くなることは、不満へと変わります。不満は最終的にやっぱり合併をしなければ良かったとなる訳です。

執行部との打合せの中で、「泗水地区ばかりに設置するのは公平性に欠ける」との話もありました。

しかし、**旧泗水町時代に歴代の首長、議員たちが、体育館を建てるのを我慢して、作りたい道路を我慢して**住民の生活が安全で豊かになるように、防災無線の戸別受信機を数億円かけて導入され、今日、住民の生活の中には、なくてはならないものになっています。

市民から、今現在あるサービスを取り上げていただけないでいただきたい！と強く要望します。

そのことをお願いして質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。



※劣化が心配されるアナログの戸別受信機



そうだったのか？学べる市議会 H30第4回定例会の焦点

平成30年第4回菊池市議会定例会は、12月3日から12月21日までの19日間で開催されました。

今回の議会では、補正予算として4億2,292万円が追加され、菊池市の一般会計予算の総額は、301億7,503万円となり、平成28年度から3年連続で300億円越えの予算となりました。

平成29年3月の菊池市の広報において財政状況は健全であると公表されていました。しかし、菊池市は2019年～22年で約40億円（12.5%減）の予算削減計画を示されています。なぜ予算削減をしなければならない状態になったのか厳しく調査する必要があると考えます。

議案の主なものとしましては、議案第99号中で、七城温泉ドームの入場料を330円から380円へと値上げする条例改正案が提案されました。**荒木たかゆき**は、市が説明した値上げの積算根拠は乏しく、また七城振興公社（七城温泉ドームの管理者）は、黒字であることから、値上げには反対であるとの理由で討論を行いました。賛成多数（賛成13反対6）で可決となりました。

その他、紹介議員となりました「請願第1号国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願」および「請願第2号支所（七城・旭志・泗水）機能の充実に関する請願書」については、賛成多数により採択となりました。

ご報告します！

平成30年11月19日に行われました議会報告会および11月30日の旭志地区区長会において、総務文教常任委員長が「大津町の図書館でも1脚10万円の椅子を30脚購入している」と発言しましたが、報道機関（月刊ポリシー277号）からの指摘により調査したところ、大津町では、そのような椅子の購入はされておらず、総務文教常任委員長の発言は、全くの虚偽であることが判明しました。

委員長の軽率な発言により、市民に誤った情報を伝えたことと、ご迷惑をおかけした大津町にお詫び申し上げます。

連絡先

〒861-1205 熊本県菊池市泗水町福本 861-1

TEL・FAX/ 0968-41-5162

発行者：菊池市議会議員 荒木崇之

図書館の椅子入札問題

平成30年第3回定例会において、菊池市が落札後に変更契約し契約金額を増額した、中央図書館の閲覧用椅子（1脚10万円）の入札について一般質問しました。

後日、熊日新聞でも取り上げられ、市民の方が椅子の増額は、税金の無駄遣いであると「住民監査請求」を提出されましたが、棄却となっていました。

しかし、一般質問での答弁および、情報公開資料と住民監査請求を受けた監査委員に対する市の主張に大きな相違があるのは、不適切な入札があった証拠であるとして、荒木崇之を提出者に木下雄二議員・二ノ文伸元議員・福島英徳議員の3名に賛同者になっていただき、決議案第2号 菊池市中央図書館の閲覧用椅子に関する調査に関する決議案（100条委員会）を提出しました。討論では、「市民が真相究明を望んでいるなら、堂々と賛成し調査すべき」や「議会での調査ではなく、市民が訴訟して司法に委ねるべき」などの議論がありました。結果は、賛成少数（4対15）により否決となりました。

今回は否決となりましたが、市の説明に一貫性がないことは明らかです。3月議会では再度、一般質問にて追及していきたいと思います。

※菊池市の説明の相違点

	9月市議会の一般質問答弁 と情報公開請求資料	住民監査請求の 監査審査会での説明
契約遅れの理由	納入遅れに関する事実確認	契約保証金についての見解の相違
契約変更の経緯	受注者（業者）の申し出により	発注者（菊池市）の都合により
落札業者に責任がないとする根拠	落札業者は入札前に「在庫確認」を行った	市が「受注生産品」を納入できると入札前に確認し、落札業者は落札後すぐ連絡を取った

100条委員会とは？

地方議会が必要に応じて設置する委員会で、自治体の事務について調査し、関係者の出頭と証言、記録の提出を請求できます。正当な理由なく拒否したときは、禁錮または罰金に処することができる「議会の伝家の宝刀」と言われる調査権を持った特別委員会です。